



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ ら た
代 表 者 代 表 取 締 役 畑 中 伸 介
社 長 執 行 役 員
(コード番号 2733 東証一部)
問 合 せ 先 責 任 者 代 表 取 締 役 鈴 木 洋 一
副 社 長 執 行 役 員
(TEL 03-5635-2800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、新たに、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められた事ともない、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 23 条および第 36 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 23 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 23 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。	(取締役の責任免除) 第 23 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。</p>

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 28 年 6 月 27 日 (月) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 28 年 6 月 27 日 (月) |

以 上